

訓 令

埼玉県訓令第八号

農 林 部

農林振興センター

埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

埼玉県農業共済組合検査規程（昭和四十三年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百十二条の二から第四百十二条の四まで」を「第二百九条」に改める。

第二条中「以下同じ。」を削り、「より、」の下に「法第二条第一項に規定する農業共済事業における」を加え、「と農業災害補償制度の健全な発展」を削る。

第九条第二項を次のように改める。

2 法第二百九条第四項の身分を示す証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

第十条中「前条第二項の身分証明書及び」を「様式第二号の」に、「提示して、検査を行う旨を告げるものとする」を「提示しなければならない」に改める。

第十六条第五項中「第四百十二条の四」を「第二百九条第三項」に改める。

第十七条中「組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは諸規程に違反する疑い又は健全な事業の運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合及び農業共済組合連合会の双方に関係するものと知事が認める場合その他」を削る。

様式第一号（表）中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条」に、「写真および付」を「写 真」に改め、同様式（裏）中「当該組合の責任者に対し」を「請求があつたときは」に改める。
様式第二号中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「農業災害補償法第142条の」を「農業保険法第209条第 項」に、「 農業共済組合」を「埼玉県農業共済組合」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。